令和７年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の公表について

地方公共団体の財政の健全性に関する比率を公表することにより、当該比率に応じた財政の早期健全化及び再生を図ることを目的として、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が平成19年６月に制定されています。

この法律により健全化判断比率、資金不足比率を監査委員の審査に付し、その意見を付けて議会に報告し、公表しなければならないとなっております。

大崎町の**令和７年度決算に基づく**健全化判断比率、資金不足比率は以下のとおりです。

１、健全化判断比率

（単位：%）

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
－	－	6.0	－
(14.99)	(19.99)	(25.00)	(350.0)

備考　１　実質赤字比率、連結実質赤字比率及び将来負担比率がないため「－」を記載した。

２　早期健全化基準を括弧内に記載した。

２、資金不足比率

（単位：%）

特別会計の名称	資金不足比率
大崎町水道事業会計	－
大崎町公共下水道事業特別会計	－

備考　１　資金不足比率がないため「－」を記載した。

２　経営健全化基準は２０%である。

以下参考資料

（参考１）

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の概要

（健全化判断比率の公表等）

第３条 地方公共団体の長は、毎年度、前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該健全化判断比率を議会に報告し、かつ、当該健全化判断比率を公表しなければならない。

２～７ 略

（資金不足比率の公表等）

第２２条 公営企業を経営する地方公共団体の長は、毎年度、当該公営企業の前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該資金不足比率を議会に報告し、かつ、当該資金不足比率を公表しなければならない。

２、３ 略

（参考２）

用語の説明

健全化判断比率

(1) 実質赤字比率

※ 一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率

(2) 連結実質赤字比率

※ 一般会計及び企業会計などを含めた全会計の実質赤字又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率

(3) 実質公債費比率

※ 一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額に対する比率

(4) 将来負担比率

※ 一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率

資金不足比率

※ 資金の不足額の事業の規模に対する比率